

## 新ビジョン企画委員会設置要綱

## (設置)

第1条 21世紀兵庫長期ビジョンに代わる兵庫県の新しい全県ビジョン（以下「新全県ビジョン」という。）の内容を検討するため、新ビジョン企画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、兵庫県長期ビジョン審議会の付託により次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新全県ビジョン案の作成
- (2) その他新全県ビジョンの策定に必要な事項の検討

## (組織)

第3条 委員会は、別表に定める委員で組織する。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、初回の会議は、政策創生部長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他やむを得ない理由により会議を開催できないと委員長が認める場合、委員長は個別に委員の意見を聴取し、会議の開催とすることができる。

## (謝金)

第6条 委員及び第5条第2項に定める者が、委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

## (旅費)

第7条 委員及び第5条第2項に定める者が、委員会の職務に従事するため旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、企画県民部ビジョン局ビジョン課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

氏名	役職等
阿部 真大	甲南大学文学部教授
石川 路子	甲南大学経済学部教授
大平 和弘	兵庫県立大学自然・環境科学研究所講師
織田澤 利守	神戸大学大学院工学研究科教授
坂本 賢志	株アシックス 事業推進統括部インキュベーション部 IoT インキュベーションチーム マネージャー
笹嶋 宗彦	兵庫県立大学社会情報科学部准教授
永田 夏来	兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授
中塚 雅也	神戸大学大学院農学研究科教授
野津 直樹	芸術文化観光専門職大学講師
松永 桂子	大阪市立大学大学院経営学研究科准教授
丸尾 智実	神戸市看護大学看護学部准教授